

意見書第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

現在、地方自治体においては、医療・介護など社会保障制度や子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、複雑で多様な行政需要への対応が求められているが、それに加えて、新型コロナウイルス感染症対策や近年多発している大規模自然災害への対応、また、災害を未然に防ぐための防災・減災事業の実施など、緊急な対応を要する課題にも直面しており、対応する人材確保や、これに見合う地方財政の確立は急務となっている。

こうした地方の財源対応について、国はいわゆる「骨太方針 2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしている。実際に 2020年度地方財政計画の一般財源総額は 63 兆 4,318 億円、対前年比プラス 1.2%と、過去最大の水準となっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、人口減少や超高齢化に伴う社会保障費をはじめとする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が必要である。

よって、国においては、2021年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積り、地方財政の充実・強化を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症対策については、新たに国が予算化した交付金を今年度の補正予算にとどめることなく、地方自治体における感染状況や感染防止対策、地域経済回復策における財政需要を把握しつつ、2021年度予算においても、国の責任により十分な財源の確保を図ること。
4. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 6 月 25 日

延 岡 市 議 会

内閣総理大臣	内閣官房長官
総務大臣	衆議院議長
財務大臣	参議院議長